

(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想提言書(検討資料)

1. 芸術文化ホールの必要性

芸術文化の重要性を知る

- ・ 人間の知の営みとしての文化に触れ、その重要性を再確認ができる仕組みを整える。

インフラとしての文化施設

- ・ 文化施設を市民に文化を供給するためのインフラと捉え、その整備に取り組む。

【検討課題】

- * 「文化」「芸術」「芸術文化」「文化芸術」の表現について
 - ・ 「芸術」は「文化」の一部
 - ・ 「芸術文化」は準芸術をも含める概念拡張の意図で使用
参考)『アーツ・マネジメント概論』(水曜社)より
(案)「文化芸術」は「文化芸術振興基本法」など固有名詞
で使用。本提言書では「芸術文化」を使用する。

2. ホール施設における 2010 年モデルの検討

中長期計画に基づく地域劇場運営

- ・ 総合計画および文化芸術振興計画などの中長期計画に基づく事業計画と組織体制で、本施設のミッションの具体化に取り組む。また、そのための予算を継続的かつ安定的に確保する。

鑑賞欲求の充足に留まらず、創意を生み出し、活動を誘発する

- ・ 舞台芸術の鑑賞に留まらず、市民一人一人がそこから生まれた創意を、具体的な創造活動に転換できる環境を整備する。

市民一人一人の多彩な創造意欲に応える情報機能の充実

- ・ 情報機能を設置し、市民の多彩な知的欲求や創造意欲に応えられるようにする。また、幅広い創造活動の情報を蓄積することで、アーカイブとしても機能し、市民の活動のステップアップを支援する。
- ・ 創造意欲に対する情報提供に留まらず、具体的に創造を始めることに対する人材提供や施設提供、手法の相談等有効なアドバイスができる機能を持つ。

市民の創造活動の実現に集約される施設構成

- ・ 「舞台芸術の創造」と「市民の創造活動の実現」の施設利用に軸を置き、その実現の過程においてそれぞれの機能が役割を果たすよう施設を構成する。
- ・ 「発想」を支援する情報提供の場、相談の場。「準備」を支援する練習・作業・会議・研究の場。「発表」を支援する表現・発表の場。そして「評価」を受け今後の活動に生かせる場としての施設。

「見る・見られる」、「知る・知られる」ことによる交流を促進、連携を生み活動を広げる。

- ・ 別々の活動が個別に展開するのではなく、お互いに「見る・見られる」、「知る・知られる」、「触れる・触れられる」関係を緩やかに築けるような施設計画・運営計画とする。
- ・ 市内外の公共施設等を更なる発表の場として連携し、活動を広げることを可能とする。

2.事業計画の検討

(1)事業計画の基本方針

本物の舞台芸術に触れる機会の提供

- ・ 市民が芸術を通じた人間形成を行うきっかけづくりにつながる事業を展開する。
- ・ 上演団体とのフランチャイズ契約やアーティスト・イン・レジデンスにより、市民がアーティスト自身やその創作過程に触れたり、協働作業を行うなど、鑑賞とは違った側面からアートに接する機会を提供する。

市民の文化活動の“ミドルアップ”を図る

- ・ 自己実現から更に一歩進んだ視点で文化芸術活動に取り組む層のレベルアップに繋がる事業を展開し、学習センター等の文化活動との棲み分けと連携を促す。

施設に賑わいをもたらす事業の実施

- ・ 施設に賑わいをもたらす、設置効果を高める事業を展開する。公演時の賑わいはもちろん、市民が日常的に施設を訪れ、芸術に触れる仕掛け作りを行う。

【検討課題】

- * 「プロ」の位置づけ
- * 「プロ」と「アマ」のあり方と事業への参画方法
- * 取り組むべき事業

3.管理運営計画の検討

(1)組織計画の基本方針

劇場を最適な状態で運営できる専門人材の配置

- ・ 劇場運営、事業運営、舞台技術の各ポストに専門人材を配置し、強力な連携体制で、本施設のミッションの実現に取り組む。
- ・ 各ポストが権限と責任をもって取り組むことのできる運営体制を整える。
- ・ 市民、行政、および外部の様々な団体とのコミュニケーション能力に長け、芸術や経営に精通する人材の配置。
- ・ 芸術全般に幅広い知識と経験を持ち、適した事業プログラムの選定を行うことができる人材の配置。
- ・ 舞台特殊設備の管理や劇場の使い方の専門家であり、指導力に優れ、創造性を持って事業に取り組む人材の配置。

(2)広報宣伝計画の基本方針

本施設のミッションや取り組みの周知

- ・ 本施設の利用頻度が低い人々にも、本施設の存在意義や行われる事業の効果が認められるように、常に情報を発信し、説明責任を果たす。

イベント情報による集客とコミュニティの活性化

- ・ 事業への関心を喚起し、参加意欲を高めるために、事業ごとに最も効果的な手法を用いた広報宣伝を行う。
- ・ 最新の情報ツールだけに頼らず、人から人への情報伝達などにも配慮し、本施設の活動がコミュニケーションの材料としてコミュニティの活性化につながる仕組み作りを行う。

(3) 管理運営規則の基本方針

原則を守りながら、柔軟に対応可能な規則の制定

- ・ 利用者の立場に立った規則を制定し、かつ柔軟な運用を行う。

公平性、平等性の再認識

- ・ 優先使用や減免制度など、従来 of 慣行をもう一度見直して、市民が納得できる規則作りを行う。

指定管理者制度導入の検討

- ・ 直営も視野に入れて、指定管理者制度の問題点を再整理し、導入の検討を行う。
- ・ 施設の維持管理と事業の実施を分けて、指定管理者と行政の役割を分担する方法も検討する。

(4) 収支計画の基本方針

コストの削減ではなく、収支バランスの向上

- ・ コストの削減はサービスの低下や事業の沈滞を招く恐れがあるため、コストの削減よりも収支バランスの改善を図る。

事業範囲の拡大とサービスの向上による収益力の増強

- ・ 施設利用に関連したサービスをビジネスに組み込むことにより、サービスの向上を収益の増加に繋げる。

人材育成のための資金投入

- ・ 安易にボランティアに頼ってコスト削減を図るのではなく、専門知識を身につけた文化リーダーを育てるための育成資金を確保する。

4.施設計画の検討

(1)施設整備の基本方針

舞台芸術の創造を主軸においた施設

- ・ 舞台芸術の創造に適した施設構成とし、練習室、稽古場等の諸室を充実する。
- ・ 客席は中規模とする。また、客席形状を工夫することなどにより小規模の集客にも対応する。
- ・ 舞台の広さや客席の広さ等は舞台芸術の上演・鑑賞に適したものとする。

市民や来街者を出演者として迎える発表の場

- ・ 大和周辺のステップアップの場(踊り場)として、また市民発表の場としての施設とする。
- ・ 市民を中心としたプロをめざす上演団体の利用を想定し、作業性が良く、ゆとりのある建築計画、安全性に重視した設備計画とする。

市民の日常利用を軸に様々な活動が可能な施設機能

- ・ 公演時以外にも施設全体に賑わいをもたらす、日常的な機能や仕掛けを充実させる。
- ・ 市民が日常的な創造活動で利用できるよう、練習室や会議室等の諸室を充実した施設計画とする。
- ・ また、共通ロビー・共用練習スペースなどを設け、目的がなくても施設に足を運び、様々な出会いや交流を深めながらくつろげるスペースを充実させる。

【検討課題】

- * 賑わいを生む施設機能

周辺環境・施設との積極的な連携

- ・ 公園、生涯学習施設等の公共施設との積極的に連携することにより、ホールに訪れるそれぞれの人々にとって付加価値のある施設とする。
- ・ 駅や幹線道路との位置関係等から、もっとも効果的な施設配置(舞台、客席等)とし、各関係者の動線を計画する。

人や環境にやさしい施設

- ・ 健常者はもとより障害者や高齢者など、全ての人がいやすいよう、施設面において舞台から客席、ホワイエ、ロビーに至るまで十分に配慮する。
- ・ 環境に配慮し、太陽光電池利用や雨水再利用などの省エネルギー化を検討する。